

○加西市環境審議会規則

平成17年3月22日規則第11号

加西市環境審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、加西市環境基本条例（平成16年加西市条例第15号。以下「条例」という。）第20条第4項の規定に基づき、加西市環境審議会（以下「審議会」という。）の組織および運営に関して、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

2 前項の委員のほか、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

3 臨時委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱し、または任命する。

(任期)

第3条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 臨時委員は、特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱または解任されるものとする。

(会長および副会長)

第4条 審議会に会長および副会長1人をおく。

2 会長および副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(部会)

第6条 審議会は、必要に応じ部会を置くことができる。

2 審議会の部会に属すべき委員および臨時委員（以下「委員等」という。）は会長が指名する。

- 3 審議会の各部会に部会長を置き、会長がこれを指名する。
- 4 部会長の職務および部会の会議については、第4条第3項および前条の規定を準用する。

(関係者の出席)

第7条 審議会は、諮問された事項について必要があると認めるときは、関係者の出席を求め説明または意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は生活環境部において処理する。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか審議会の運営に関し必要な事項は、会長が決める。

附 則

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 加西市環境保全審議会規則（昭和49年加西市規則第1号）は、廃止する。